

米国消費者製品安全委員会（CPSC）との新たな協力関係の構築について

平成18年11月30日
独立行政法人製品評価技術基盤機構
生活・福祉技術センター

- 平成18年11月29日、経済産業省と共同で、独立行政法人製品評価技術基盤機構（本部：東京、理事長：御園生 誠、略称：nite(ナイト)）は、米国消費者製品安全委員会（Consumer Product Safety Commission（略称：CPSC））と、情報交換、人材交流等を目的としたガイドラインを締結いたしました。
- CPSCは、米国消費者製品安全法（Consumer Product Safety Act）に基づき設立された米国の独立政府機関（1973年執務開始。）で、15,000種以上の消費者用製品に付随する死亡や傷害などの不合理なリスクから国民を保護することを目的としています。
- 本ガイドラインは、製品安全における海外との連携としては、日本側（nite）にとって最初の公式な取り決めです。

【背景】

近年、消費生活用製品は、国内製品だけではなく、海外製品が多く流通しています。海外製品の安全性を確保するためには、事故が発生してからの対応だけでなく、積極的に海外の規制当局と連携し、海外で起こっている製品事故や海外製品についてのリスク情報を遅滞なく入手し、可能な範囲で情報提供などを行い、事前対応を図ることが必要です。

しかしながら、国際会議への出席や海外当局への問い合わせなどでは限界があり、日本が必要とする詳細情報をタイムリーに得ることは難しい状況でした。

CPSCでは、米国への輸入品に係わる事故や輸入品のリコール件数が多いことから、これまでも、製品の輸出国や海外各国と連携を図り、相互に事故情報の交換やリスクアセスメントについて意見交換を行い、輸入製品によるリスクの低減などについての措置をとっています。

これらのことから、米国での製品事故の情報や、リスクアセスメント手法な

どを入手し、日本国内の製品安全行政等に反映させることは、製品事故の再発、未然防止に有益であるとの判断から、経済産業省と共同で、CPSCとのガイドラインを締結することとなったものです。

【ガイドラインの概要】

ガイドライン締結の目的は、①製品安全に関する広範な情報の交換、②トレーニングプログラムの開発、③人材交流、に大別されます。

①情報の交換の促進

製品の安全性に関する科学、技術的な情報、両国で製造された製品についてのリスク情報や改善措置の情報、リスクアセスメントや商品テストなどに関連した情報などが含まれています。

②トレーニングプログラム

製品安全に係るプログラムの開発を行います。

③人材交流

トレーニングプログラムの実行のため、製品安全分野に携わる職員等の相互交流を目指します。

【n i t eの今後の取り組み】

今回のガイドラインは包括的な内容となっています。具体的な活動内容は、今後、日米双方の関係者が具体的に詰めていくこととなりますが、n i t eとしては、1) 事故情報データの相互交換による製品安全対策の迅速化、2) 人材交流による能力アップ、相互啓発、を図っていく予定です。

【ガイドライン調印式】



写真左 ノード委員長代行 写真右 御園生理事長

(本件に関する問い合わせ先)

独立行政法人製品評価技術基盤機構

生活・福祉技術センター製品安全企画課

電話 06-6942-1113 (直通)

ファクシミリ 06-6946-7280

電子メール jiko@nite.go.jp